

**会議結果報告書**  
(会議内容全文)

会議の名称	令和3年度第4回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和4年3月8日(火) 16:00~18:00 札幌市子ども未来局大会議室(オンライン開催)
出席委員 5名/5名中	星 信子、菊地 秀一、豊田 直美、深澤 梨恵、藪 淳一(敬称略)
傍聴者数	8名

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p><b>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</b></p> <p>本日の部会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用定員の設定について」</li> <li>・「認定こども園の整備計画及び認可」</li> <li>・「保育所の整備計画及び認可」</li> <li>・「事業所内保育事業の整備計画及び認可」</li> <li>・「地域型保育事業者の変更に伴う認可」</li> </ul> <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>施設の利用定員の案であり、幼保連携型認定こども園5件、保育所2件、事業所内保育事業1件、小規模保育事業A型2件の利用定員の設定となっている。</p> <p>幼保連携型認定こども園について、「認定こども園にし」は創設で、ほかの4件については幼稚園からの移行となっており、保育(2・3号)定員は349人増加となる。また、教育(1号)定員については、今回移行する幼稚園で元々設定していた815人から358人分が減少し、457人となる。</p> <p>保育所については、2件いずれも創設で、保育(2・3号)定員は130人増加となる。</p> <p>事業所内保育所についても、創設で、保育(2・3号)定員は5人増加となる。</p> <p>小規模保育事業A型については、創設ではなく、現在個人が認可を受けて運営している事業所の運営主体を、法人に切り替えることで、より安定的な運営体制を構築するもの。運営主体が変更するだけで、それ以外は定員を含めて原則変更ないが、</p>

手続き上は個人の認可を取り消して、法人として改めて認可することが必要であるため、今回お諮りするもの。

これらの合計として、本日設定する利用定員数は、保育（２・３号）定員で合計 522 人分、教育（１号）定員で合計 457 人分の利用定員を設定する案となっている。

供給量増減数の合計は、保育（２・３号）定員が 484 人増加、教育（１号）定員が 358 人減少となる。

#### ○資料 1－2 「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

利用定員を原案のとおり設定した場合の、本市の教育・保育の需給状況を示している。

「(A)」は、令和 4 年 4 月時点での教育・保育の供給量の見込み数であり、昨年 10 月の第 3 回認可・確認部会でお示した供給量に、その後、定員変更等があった施設を反映している数字である。

「令和 4 年度中に決定する供給量の確保方策・量」では、今回ご審議いただく整備案件で確保する供給量を①から⑦の整備手法ごとに示している。

具体的には、①には幼稚園から認定こども園への移行、④には認定こども園または保育所の創設、⑤には事業所内保育所の設置が計上されており、それらの合計を長い帯の右端にある「(B)」に示している。

今回の整備計画についてご承認いただける場合、3 号 0 歳から 2 号教育までの保育の受け皿として、全市で合計 484 人分の供給量を確保できる見込みである。また、幼稚園の認定こども園への移行に伴い、1 号定員は 358 人減少することになる。

「(C)」は(A)と(B)の合計であり、令和 5 年 4 月の保育供給量となる。

「(D)」に令和 5 年 4 月のニーズ量を示しており、このニーズ量と供給量の差を、一番右側の「需給状況」で示しており、市全体としては、2 号保育は 786 人分不足するものの、2 号教育の 1,573 人と合算すると充足するまで整備が進む状況である。

なお、前回ご審議いただいた際には、全市の中で中央区・清田区・西区・手稲区の 4 区で保育の供給量に不足が生じていたが、中央区においては、今回ご審議いただく整備により、需給状況がプラスに転じる。

一方で、清田区、西区、手稲区においては引き続き、2 号において、保育と教育を合算してもなお、供給量が不足するという結果になっている。

なお、この「不足する」という結果については、平成 30 年度に市民アンケート調査を行い、そこで算出した「ニーズ量」の推計値が基になっているが、このたび令和 4 年 1 月 4 日までのメ切であらためてアンケート調査を実施しており、これに伴い、「ニーズ量」推計値も変動するものと思われる。

新たなニーズ量については、本会議（部会翌日の 3 月 9 日開催）において概況を報告する予定であるが、正式には令和 4 年 4 月時点の就学前児童数が確定してからとなるため、5 月以降に判明する見込みである。

この調査結果を踏まえて、今後の保育供給量の確保方策などについてあらためて検討していきたいと考えており、その際はあらためてご意見をいただきたい。

### 【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○需給計画の進捗状況を見ると、すでに供給過多であり、とりわけ0～2歳の供給量に問題を感じている。0～2歳が不足する場合においては、保護者の職場復帰が困難になるなど、保育施設の整備について必要性を理解できるが、現時点で0～2歳の供給量はプラスに転じており、これ以上新規で整備を行うことに疑問を感じる。需給状況は推計値に基づくものであるが、実際の待機児童数の状況についてお伺いしたい。

→待機児童は、「国定義の待機児童」とそれ以外のいわゆる「潜在待機児童」の大きく2種類あり、前者は4月時点の数字で4年連続0人を達成している。一方、後者は令和3年4月時点で1,578人おり、希望する保育所に入れない理由は様々であるが、こちらについても行政として一定程度の手当が必要と考えている。

また、その内訳は、0歳が110人、1歳が617人、2歳が254人（計981人）で、0～2歳の待機児童数は、全体（1,578人）の6割を占めている状況である。

しかしながら、ご指摘のとおり、将来的に保育の受け皿が余ってしまうという懸念はあるため、今後の整備（保育の受け皿の確保）の在り方については、先ほどご説明差し上げた新たなニーズ量を踏まえつつ、あらためて議論させていただきたい。

○潜在待機児童には、例えば第1希望以外の保育施設に入れる状況にある方など、選択肢はある場合も含まれるのか。その定義を教えてください。

→まず、待機児童の定義は、国定義であれいわゆる潜在待機であれ、いずれも「保育所に申し込みをしたが入所できていない児童」であるが、そのうち潜在待機児童の定義は、国定義に当てはまらない待機児童ということになる。いわゆる潜在待機の待機理由は様々であるが、例えば札幌市が紹介した空きのある保育施設に入所しないという選択をされた場合は、国が定義している待機児童の対象から外れるため、潜在待機児童に分類される。

○少子化が進む中、定員割れが発生し、多くの保育施設が運営に支障をきたしている状況である。既存施設を活かした整備についてはある程度理解できるものの、周辺の保育施設への影響も考え、保育施設の新規整備については、地域ごとの待機児童の状況など、実態をきめ細かく把握したうえで、慎重にご検討いただきたい。

○必要な地域に対し、きめ細やかに整備していくことが必要と感じるが、その点について、現在ほどのような考慮に基づき整備を行っているのか。

→現状は、保育のニーズ調査結果に基づき、保育の需給状況を推計し、まずは行政区ごとに、供給量が不足しているかないか、等で整備の可否を判断している。次に、昨年度までの対応としては、整備が必要と判断した行政区について、小学校区ごと

に細かく分類して地域の状況を分析し、保育ニーズ量が高い順からA、B、Cの三段階に必要度を分けたうえで、整備事業者の募集を行っていた。このA、B、Cの優先順位は、整備事業者が設置場所を検討する際の参考や、競合した場合の選定指標として位置づけた上で公表している。さらに今年度（令和3年度）の募集については、保育の供給量が充足しつつある状況を踏まえ、必要度BをB1とB2に細分化し、より整備を必要とするA、B1の小学校区に対象地域を限定して募集を行った。また、清田区については、特に入所状況が落ち込んでいる状況を踏まえ、需給計画は未だ供給量が若干不足するものの今年度の募集を見送っており、理論値だけではなく、実態も踏まえた整備というのも考慮してきたところ。時代の変化により、当初算定した理論値が大きく変化している可能性も承知しており、繰り返しになるが、新たなニーズ量を基に、あらためて今後の整備の在り方について議論させていただきたい。

○保育士の確保が難しいことを理由に、利用定員の受け入れができない保育施設もあるため、札幌市の予算の使い道として、保育施設の整備ではなく、保育人材確保に切り替えるべきではないか。

→ご提案の内容について、直近の予算の使い道を変更することはできないが、今後の保育人材確保にかかる中長期的な取組の中で検討していきたい。

○現在は小学校区単位で必要度が設定されているが、その手法に拘ることなく、エリアをもう少し細かく分析した上で募集するべきだったのではないか。

→現在の募集方法については、市民アンケートにおいて、自宅から1km以内に保育施設を利用したいというニーズが強いことを踏まえ、徒歩でも比較的容易に移動可能である小学校区単位で必要度を設定している。今回募集対象としている必要度がAの小学校区は、全市で約200ある校区のうち4校区しかなく、また今回審議案件となっている校区の中には、そもそも校区内に保育施設が1つもないなど、保育ニーズが多くあるにも関わらず保育の選択肢がない、という市民の方も存在していることから、今回の募集地域については整備が必要な場所と考えている。

上記の質疑の後、提示した認定こども園等の利用定員の設定は、

- ・需給計画における供給量確保の考え方、特に保育所等の新設の在り方について、保育の需給状況において、計画と実態に乖離が生じている可能性があることを踏まえ、早急に見直しを行うこと

- ・保育施設整備の募集を行う際には、小学校区内の状況のみで判断するのではなく、近隣の小学校区における保育施設の設置状況や定員充足率、待機児童数なども分析した上でよりきめ細かな検討を行うこと

を付帯意見とし、この後審議する整備計画の承認を前提として承認された。

<p>2. 認定こども園（創設）の整備計画及び認可について</p>	<p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料2「認定こども園（創設）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>認定こども園の整備に関する案件についてご説明する。今回審議いただく案件は、「幼稚園から幼保連携型認定こども園への整備による移行」によるものと、「幼保連携型認定こども園の新設」によるものの2種類ある。</p> <p>「認定こども園への移行」については、現在運営している幼稚園などの現園舎を解体した上で、新園舎を整備して幼保連携型認定こども園に移行するもの。</p> <p>既存の幼稚園等が認定こども園に移行することについては、市民の立場から見ると有益であると判断されることから、さっぽろ子ども未来プランにおいても、需給状況に関わらず、つまり供給量が満たされている場合であっても、原則認可・認定することとしており、全区を対象に移行園を募集している。</p> <p>「新設」については、新たに幼保連携型認定こども園を整備するもので、保育定員の拡大が必要な区のうち、中央区、西区、手稲区の3区を対象として募集したところ。また、繰り返しになるが、今回は募集対象の区内でも特に整備の必要性が高い小学校区に整備地域を限定した募集としている。</p> <p>以上の前提の中で、応募のあった案件についてご審議いただきたい。</p> <p>今回の審議案件は5件で、何れも令和5年4月1日開園の予定。</p> <p>そのうち1件が新設整備で、それ以外の4件は幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行となっている。</p> <p>なお、先ほどご説明したとおり、新設については必要度が応募の要件となっており、その必要度はAと最も高い区分となっている。</p> <p>保育（2・3号）定員については、349人が確保される。</p> <p>ここからは個別の案件について審査した結果をご説明する。</p> <p>7項目が審査基準となっており、それぞれの項目についての主旨などをご説明する。</p> <p>「1 事業計画との整合性」では、「札幌市子ども・子育て支援事業計画」に定める保育の需給計画との整合性について確認している。何れも利用定員は募集要件を充たしており、延長保育、一時預かり事業を実施することから、計画に定める供給量確保の考え方に合致すると判断して「適」としている。</p> <p>「2 欠格事由」では事業者が法令違反や反社会勢力との交際がないことを「誓約書」にて確認している。</p> <p>「3 設備」では、必要な部屋・設備があること、設置された面積等の基準を満たしていることを確認している。</p> <p>「4 運営」では、まず、学級編制について、認定こども園では、満3歳以上の子どもについて学級を編制することとなっており、1学級の子どもの数は35人以下を原則としているので、これが満たされていることを確認している。</p> <p>食事の提供については、認定こども園の場合、保育園部分に通う、いわゆる2号認</p>
-----------------------------------	--

定の子どもに食事を提供する必要があるため、その提供方法等を確認している  
園長については、就任予定者の資格や経験があることなどを確認している。  
従事者については、資格条件のほか子どもの年齢や人数に応じて必要な人数が決まっており、事業者は、来年4月に向けて必要な採用等を行っていくことになる。  
子育て支援事業については、認定こども園において地域における子育て支援の機能が必要であるため、具体的な事業の実施の予定があることを確認している。  
「5 資金計画」では本整備事業に必要な資金の準備状況を確認している。いずれも自己資金、補助金、借入金などにより確保されている。  
「6 設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けているかどうかについて確認している。  
「7 準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを法人の議事録にて確認している。  
以上の各項目について、札幌市において事前に確認しており、すべての案件の1～7の全項目で「適」と評価している。

続けて、各施設の特徴的な部分について絞ってご説明する。

「幼保連携型認定こども園 桑園幼稚園」は、「学校法人 桑園幼稚園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に2階建ての園舎を新築する計画。

定員については、現行の幼稚園で1号105人であるところ、1号55人、2・3号35人で合計90人となる。

なお、今回建築する建物は札幌桑園教会との合築となり、同時に建て替える予定。

当該施設の敷地については法人所有となるが、一部は札幌桑園教会から賃貸する予定であることを、法人と貸主の合意書にて確認している。

「幼保連携型認定こども園南郷札幌幼稚園」は、「学校法人 札幌大蔵学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に3階建ての園舎を新築する計画。

定員については、現行の幼稚園で1号240人であるところ、1号150人、2・3号50人で合計200人となる。

園庭の一部は屋上に設置予定で、0歳児の定員設定がないため、乳児室の設置はない。

なお、当該整備については、建物の規模が大きいため、2か年事業となり、工事期間は令和5年5月末までの予定。ただし、令和5年4月時点で新園舎が完成し開園できる状態であることから、令和5年4月に開園する。

また、当法人は、当該幼稚園のほか幼稚園2園、認定こども園2園を運営している。

「認定こども園北光幼稚園」は、「学校法人 キリスト教北光学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に2階建ての園舎を新築する計画。

定員については、現行の幼稚園で1号80人であるところ、1号57人、2・3号33人で合計90人となる。

敷地については、現状と同様に現在の土地所有者（宗教法人）から賃貸する予定で

あることを法人と貸主の合意書により確認している。

「認定こども園にしの」は、「社会福祉法人あいの杜」による整備で、1階建ての園舎を新築する計画。

定員については、1号15人、2・3号90人で合計105人となる。

敷地については、整備計画が採択された後に買い取る予定であることを現在の土地所有者との合意書により確認している。

なお、当法人は、道内で保育所型認定こども園1園、小規模保育事業施設1園を運営しているが、主に北見市で事業を展開しており、札幌市では初めての認定こども園設置となる。

「前田幼稚園認定こども園」は、「学校法人 養和学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に2階建ての園舎を新築する計画。

定員については、現行の幼稚園で1号390人であるところ、1号180人、2・3号141人で合計321人となる。

当該整備は、現園舎のアスベスト除去などに工期を要するため2か年事業となり、工事期間は令和5年7月末までの予定。ただし、令和5年4月時点で新園舎が完成し開園できる状態であることから、令和5年4月に開園する。

なお、当法人は、当該幼稚園のほか幼稚園1園を運営している。

以上について、札幌市の審査ではすべての項目について「適」と判断して、総合評価も「適」と判断した。

#### 【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○「認定こども園にしの」の創設については、小学校区内に保育施設が少なく、利用者の利便性の観点から一定程度理解できるが、そういった状況であっても実際には近隣の小学校区に位置する保育施設に通っている方が多数であり、保育施設が新設されることでそれらの保育施設への影響が心配される場所である。周辺の小学校区の待機児童数などは把握しているか。

→「保育を受けたい」として区役所に申請を出している「支給認定児童」については、少なくとも90人以上の不足が発生していることを確認している。待機児童については、手元に具体の数字はないが、近隣の保育施設に一定数の待機児童が発生していることを確認している。

○就学前まで通うことが可能であるなど、保護者は保育所など大きめの保育施設を選ぶ傾向にあることから、新たに保育施設ができると、特に小規模保育事業所にとっては大きな影響を受けることになる。一方で、利用者の選択肢を増やすことの必要性も理解している。利用者の立場で言えば、保育施設を選べる環境が望ましい。併せて、保育施設の数だけではなく、質の向上も重要であるため、今後の整備方針につ

<p>3. 保育所 (創設)の 整備計画及 び認可につ いて</p>	<p>いては、いずれの側面も踏まえて検討いただきたい。</p> <p>○「認定こども園にしの」の設置予定地は、必要度Aの「西野第二」小学校区ではあるが、必要度Cの「西野」小学校区との境界に位置しており、住所のみをもって一律に小学校区が判定される仕組みに課題があると感じている。今後の整備の在り方を議論する際は、この点も考慮いただきたい。</p> <p>○今回の審議案件に係る判断は保留とし、新たなニーズ量が判明してからあらためて審議することは可能か。</p> <p>→令和4年度の事業(令和5年4月1日までの開園)とするためには、新たなニーズ量が判明してからでは、工期や入所調整などのスケジュールの関係上、間に合わないため、この場でご審議いただきたい。</p> <p>○今後、募集を始める前に募集地域や方法の是非を審議することは可能か。</p> <p>→その点も含め、あらためて今後の整備の在り方について議論する際に検討させていただきたい。</p> <p>上記の説明の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料3「保育所(創設)の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>保育所の創設に係る整備についてご説明する。</p> <p>今回審議いただく整備区分としては、保育所の建物を新築するものと、建物を賃貸して整備する形式がある。</p> <p>保育所の創設については、議題2の幼保連携型認定こども園の新築の募集と同様の考え方で、保育定員の拡大が必要な中央区、西区、手稲区の3区を対象として募集した。さらに募集対象の区内でも、必要度がAもしくはB1である小学校区に限定したのも同様。</p> <p>これに応募のあった案件について審査結果をご説明させていただいた上で、整備計画についてご審議いただくもの。</p> <p>今回の審議案件は2件で、いずれも令和5年4月1日開園予定。</p> <p>整備区分として、補助金を活用して行う補助事業、自己資金のみで行う自主事業があるが、今回の案件はいずれも補助事業となる。</p> <p>設置者についての法人種別は、それぞれ一般社団法人と社会福祉法人である。</p> <p>定員については、合計で130人分を確保できる予定。</p> <p>審査基準については、議題2で似たような説明をしているが、内容が異なるもの</p>
--	---



として、「資金計画」について、整備に必要な資金を確保していることを確認している。さらに、社会福祉法人や学校法人以外の法人は、年間の運営費の 1/12、さらに物件を賃貸する場合は年間の賃貸費用に加えて 1 千万円を普通預金などの形で保有している必要があり、問題ないことを確認している。

ここからは、各計画について要点を絞って説明する。

「にこまるえん円山」は、「一般社団法人 にこまるえん」により整備する定員 40 人の保育所で、既存の建物の一階を賃貸して整備する計画。

保育に必要なスペースが適切な条件で賃貸できる準備ができていることを確認している。屋外遊技場は敷地内に設けることが困難であるため、近隣の公園を代替園庭とする計画。

なお、当該事業者は、市内に認可保育所 1 園、小規模保事業所 A 型 2 園を運営している。

「元気っ子保育園・前田北」は、「社会福祉法人 光の森学園」により整備する定員 90 人の保育所で、3 階建ての園舎を新築する計画。

こちらの整備については、土地については第三者から購入する準備がされていることを確認している。

屋外遊技場は敷地内に設け、保育室等は 1、2 階に設ける計画。

当該事業者は、市内に今年 4 月に保育所を開園する予定となっている。このほか、この法人は知的障がい者支援施設や障がい者サービス事業所を運営しており、これまでの事業活動で培った経験を生かして、「障がい児保育」にも力を入れたいという想いを伺っている。

以上について、札幌市の審査ではすべての項目について「適」と判断し、総合評価も「適」と判断した。

#### 【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○「元気っ子保育園・前田北」の近くには、小学校区は異なるものの既存の認定こども園があり、影響が懸念されるところである。また、当該小学校の周辺は市街化調整区域であり、今後新たな開発なども見込めない地域であることから、少子化もあいまって将来的に保育ニーズの減少が予想される。やはり小学校区という単位で募集することに限界があるのではないか。

→今後の募集における課題の一つとして検討させていただく。

上記の質疑の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認

<p>4. 事業所内保育事業（創設）の整備計画及び認可について</p>	<p>可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料4「事業所内保育事業（創設）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>事業所内保育事業の整備計画及び認可についてご説明する。</p> <p>事業所内保育事業は、事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に保育を行うのと同時に、定員の一部を従業員以外の地域に開放する、つまり一般向けの定員を設けている事業である。</p> <p>国の制度の中では小規模保育や保育ママと同様に、地域型保育事業に位置付けられており、保育を受けられる児童は原則3歳未満、3号認定の児童となる。</p> <p>このタイプの募集については、事業者が従業員の福利厚生のために整備するという側面が非常に強いことから、場所や時期等を限定せずに行っており、この度1件の応募があったため、この内容についてご説明する。</p> <p>今回の案件は、豊平区中の島2条8丁目に定員12人で設置予定の「こころキッズワタキュー中の島ルーム」で、利用定員については、先ほどご説明したとおり3号のみ、つまり0歳から2歳までの設定となる。</p> <p>事業所内保育事業の場合は、従業員枠と地域枠があり、このうち事業計画に含まれる供給量は、合計定員12人のうち地域枠の5人分のみとなる。</p> <p>次に、計画の概要についてご説明する。</p> <p>事業者は、豊平区中の島2条7丁目で薬局を運営している「株式会社フロンティア」で、隣接する仁楡会札幌病院を運営する医療法人仁楡会と共同利用契約を結んだうえで設置するもの。</p> <p>なお、保育園の運営については「ワタキューセイモア株式会社」へ委託する計画となっている。</p> <p>所在地については、株式会社フロンティアが運営する薬局の2階に事業所内保育事業所を設置する予定。薬局の北側に仁楡会札幌病院が位置し、その敷地内に薬局がある。</p> <p>事業所内保育事業では、地域型保育事業の審査基準が適用されることとなり、考え方は認可保育所のものとほぼ同様。</p> <p>「事業計画との整合性」については、事業所内保育事業は会社が従業員のために実施することが目的であるため、事業計画との整合性については問わないこととしている。</p> <p>次に「事業者の適格性」の経済的基礎について、年間事業経費の1/12に相当する額約450万円を普通預金などの形式で保有している必要があり、保有できていることを確認している。</p> <p>なお、今回の整備工事については実施済み、支払い済みの状態であるため、この費用については審査の対象外。</p>
-------------------------------------	---

収支状況、債務状況、社会的信望及び欠格事由、社会的事業の知識・経験については、保育所創設と同様の審査となっており、問題ないことを確認している。

「設備」については、保育所と同様に必要な設備が定員に応じて必要な面積を確保できることを確認している。なお、屋外遊技場については敷地内に確保できないため、近隣の公園を代替園庭として利用する。

「運営」については、配置基準の人数を確保する予定となっている。

また、地域型保育事業は小規模な運営となり体制も小さいため、「保育内容の支援」、「代替保育」を提供する施設が必要。また、「3歳未満」を対象に保育を行なうため、3歳到達後の児童について、「卒園後の受け皿」を設定することが求められている。これら3つの連携施設を確保されている必要があり、それぞれ確保されていることを確認している。

以上、総合評価として「適」と判断し、整備計画に特段問題がないことを確認している。

なお、本事業所については、本年10月1日の開園を予定している。

#### 【委員意見・質問なし】

上記の説明の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

5. 地域型  
保育事業者  
の変更に伴  
う認可につ  
いて

#### 【事務局説明】

##### ○資料5「地域型保育事業者の変更に伴う認可」を用いて説明

地域型保育事業者の変更に伴う認可について、ご説明する。

案件は2件で、何れも現在、個人が認可を受けて運営している地域型保育事業者について、事業の安定運営のために法人を設立し、法人により改めて認可を受け直す、という内容になっている。

認可の根拠法令である、児童福祉法には、事業者の変更に係る規定がないことから、一度廃止とした上で新たに認可を行う、という手続きが必要となるもの。

今回ご審議いただくのは、小規模保育事業の施設「あうら乳児保育園」、「あうら元町乳児保育園」の2件。

何れも、現在の設置主体が阿部(あべ) 裕(ゆう)治(じ)氏個人となっている。これを、この方が代表となる株式会社アウラケアに変更して、引き続き運営するもので、形式的な設置主体のみの変更となる。

審査については新設の場合と同様の確認が必要となる。

「土地・建物」については、保育を実施している物件の借主が個人から設置主体に変更することを確認している。

「運用財産」については、2施設分の年間事業費の1/12及び年間賃借料の合計額約1千万円を当該法人の普通預金にて保有していることを確認している。

また、「財務状況」「知識又は経験」「社会的信望」「欠格事由」についても問題ないことを確認している。

「在園児の処遇」については、卒園児を除き、引き続き入所継続を希望する児童について、全員の入所を継続することを確認しているため問題ない。

「職員体制」についても、現在雇用している職員を、引き続き法人で雇用して使用するため、必要職員は確保済みとなっている。

以上、繰り返しになるが、本案件は個人が認可を受けていた事業について、当該個人が代表となる法人を設立し、実質経営形態のみを変更する内容で、引き続き法律、条例等の基準を満たすことを確認している。

また、現に当該事業所を利用する児童の処遇等を害することはなく、事業の持続性の観点から、認可することが適当であると判断している。

**【委員意見・質問なし】**

**【審議結果】**

認可することが適当であるとして承認された。